

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区芝田一丁目16番1号	平成 26年 7月 31 日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 阪急電鉄株式会社 取締役社長 中川 喜博 電話 06 - 6373 - 5031
---	--

主たる業種	普通鉄道業						細分類番号	4	2	1	1	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						京都府地球温暖化対策条例施行規則					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで											
基本方針	平成22年度を基準に、平成23年度～平成25年度の温室効果ガス排出量を年平均1%削減する											
計画を推進するための体制	委員長を都市交通事業本部長とし、委員を各部の部長・副部長、並びに各部の庶務担当課長とする本部環境推進委員会を実施する											
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率					
	事業活動に伴う排出の量		17,538.3 トン	15,916.0 トン	15,780.6 トン	15,643.5 トン	-10.0 パーセント					
	評価の対象となる排出の量		17,538.3 トン	15,916.0 トン	15,780.6 トン	15,643.5 トン	-10.0 パーセント					
実績に対する自己評価		平成25年度は、新造車両を3編成導入したことで、平成24年度に引き続き基準年度に比べ、大幅な削減を達成することができた。										
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率					
		車両	10.28	9.28	9.25	9.17	-10.18 パーセント					
	事業活動に伴う排出の量 (車両走行距離car・10万km)						パーセント					
	実績に対する自己評価		平成25年度は新造車両を3編成導入したことにより、昨年度に引き続き、基準年度と比較して大幅な削減を達成することができた									
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考					
			86.0	86.0	86.0	86.0						
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度		高率的な新造車両を投入するとともに、車両編成両数の一部削減や、車内や駅舎の空調、昇降設備の節電対策を実施した。									
	(24)年度		高率的な新造車両を投入するとともに、車内や駅舎の空調、昇降設備の節電対策を実施した。									
	(25)年度		高率的な新造車両の投入や照明器具のLED化を実施した。									
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措置の内容		早朝・深夜勤務のみ自家用車による出退勤を認めるものとし、自家用車を使用する際は、台数・使用日時を管理している。									
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		上記のとおり実施できている。									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考						
	森林の保全及び整備によるもの			トン	トン	トン						
	地域産木材の利用によるもの			トン	トン	トン						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの			トン	トン	トン						
	グリーン電力証書等の購入によるもの			トン	トン	トン						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの			トン	トン	トン						
合計			0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	摂津市駅では、太陽光発電やLED照明等の環境施策により、CO2排出量を通常の駅の約60%に抑制し、残りのCO2についても、兵庫県の森林整備の推進により生み出される環境オフセットクレジット(J-VER)を活用し、駅運営により排出されるCO2を実質的にゼロにしている。さらに、摂津市駅では、駅で実施している環境施策を駅利用者によりわかりやすく説明するパネルを設置するなど、環境啓発にも取り組んでいる。また、当社主催の工場開放イベント等においても、オリジナルキャラクターショーなどを模体として使用した環境啓発の取り組みを継続して行う。											
特記事項	平成23～24年度にかけて、消費電力削減を図るために、京都本線の西院～河原町間の地下道、烏丸駅、河原町駅の駅舎及び両駅を結ぶ地下通路の照明器具等について大規模なLED化を実施(環境省委託事業 低炭素地域づくり集中支援モデル事業)											

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。